

広島県告示第四百六十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の六第一項の規定による応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 期 間
メープルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
府中みくまり病院	安芸郡府中町みくまり三丁目 一番一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
ふたば病院	呉市広白石四丁目七番二二号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方九二番地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人社団二山会 宗近病院	東広島市西条町御菌字七〇三番 地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人仁康会 小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町六丁目三一番一号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
光の丘病院	福山市駅家町向永谷三〇二番地	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人大林会 福山こころの 病院	福山市佐波町五七六番地の一	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
医療法人社団若葉会 蔵王病院	福山市南蔵王町六丁目二三番一 号	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで
福山友愛病院	福山市水呑町七三〇二番地の二	令和八年四月一日から 令和一年三月三十一日まで